

高圧ガス保安法の基礎シリーズ(第17回) (完)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、2018年8月号（Vol. 54 No. 8）より高圧ガス保安法令に関する連載をしています。

平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討）において作成した高圧ガス保安法及び高圧ガス保安施行令の逐条解説を執筆した委員を中心に、「保安法とLP法」、「保安検査と定期自主検査」、「保安統括者、保安主任者、保安係員」などのキーワードを設定して、当該キーワードに関する解説を執筆していただきます。

第17回目となる12月号では、「高圧ガスの販売における周知義務」について、当協会 鈴木則夫氏よりわかりやすく解説していただきました。

本稿では標題の内容に触れる前に、販売業者等になぜ、周知の義務がかせられているのかを説明しています。1992年に周知の義務が法令で規定された以降も消費先の事故は増加しています。周知に使用する書面は、概ね高圧ガス関係団体等が作成したリーフレットが活用されていますが、関係団体が実施する消費者保安講習を受講していただくなど、消費者に事故防止のための教育が必要と考えます。

高圧ガス保安法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 高圧ガス保安法と液化石油ガス法 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.54 No.8
- 第2回 高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.9
- 第3回 高圧ガスの製造について（1） 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.10
- 第4回 高圧ガスの製造について（2） 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.11
- 第5回 第一種貯蔵所と第二種貯蔵所 三重県 中条孝之 Vol.54 No.12
- 第6回 高圧ガスの販売と貯蔵 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.1
- 第7回 高圧ガスの輸入と移動 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.2
- 第8回 高圧ガスの貯蔵と消費 三重県 中条孝之 Vol.55 No.3
- 第9回 高圧ガス容器の製造と取扱い 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.4
- 第10回 高圧ガスの容器検査と附属品検査 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.5
- 第11回 高圧ガスの保安検査と定期自主検査 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.6
- 第12回 高圧ガス製造事業所の保安管理組織について 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.7
- 第13回 高圧ガスの危害予防規程と保安教育 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.8
- 第14回 高圧ガスの危険時の措置と事故届 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.9
- 第15回 高圧ガスの帳簿の記載と保存 三重県 中条孝之 Vol.55 No.10
- 第16回 高圧ガスの輸入検査 三重県 中条孝之 Vol.55 No.11

高圧ガスの販売における周知義務

高圧ガス保安協会
鈴木 則夫

1 高圧ガス消費先における事故と周知の必要性

本号のテーマである「高圧ガスの販売における周知義務」を説明する前に、なぜ、販売業者等に周知の義務が課せられているのかを説明しましょう。

1989（平成元）年から2017（平成29）年までの高圧ガス事故の発生状況は図のとおりです。高圧ガスの製造事業所がトップですが、第2位は高圧ガスの消費先です。事故の詳細は省略しますが、近年の消費先事故の多くはLPガスとアセチレンによるもので、事故原因の大部分は消費者の誤操作、誤判断、設備

の維持管理不良となっており、高圧ガスや器具への理解不足が原因と考えられます。

この消費者ミスによる事故を防ぐためには、本来は、消費者が自ら高圧ガスの知識と器具の取扱方法や点検方法を勉強し、実践していただくことが必要ですが、高圧ガスの消費者は何かを作る又は加工するためにガスを使っているだけです。そのため、なかなか勉強するチャンスがないのが現状のようです。

1991（平成3）年当時、溶接、熱切断用のアセチレンガス、液化石油ガス、酸素、スクーバダイビング用空気等の消費先の事故が増加傾向にあったため、販売業者等が消費者を教育し、指導することで事故を防止しようと

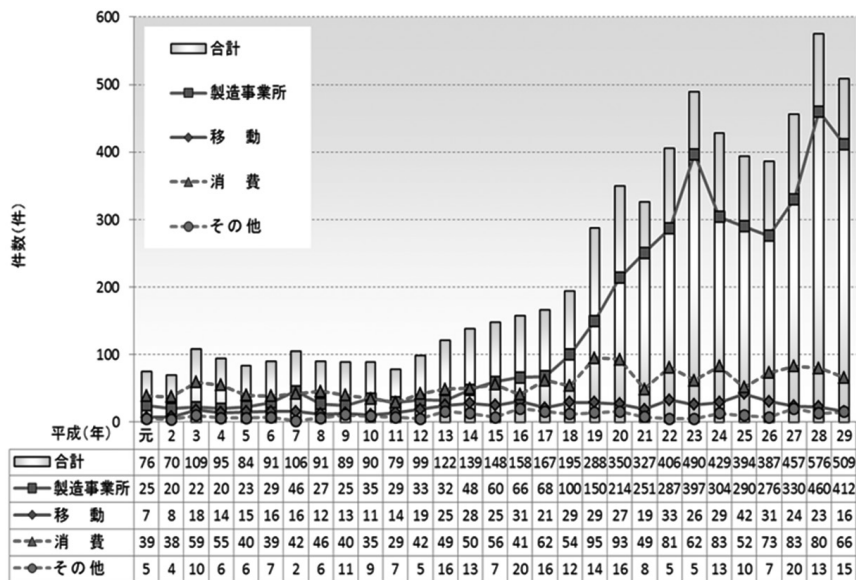


図 高圧ガス事故の発生状況（盗難喪失を除く）

いうことになりました。

1992（平成4）年に高圧ガス取締法第14条の2に販売業者等の周知義務が追加規定され、現在の高圧ガス保安法（以下「法」という）に引き継がれています。

2 販売業者等の周知義務

「周知」は、法第20条の5の条文に書いてある用語ですが、高圧ガスの販売事業に携わったことがない方には聞き慣れない用語かも知れません。

同じような用語に「案内」や「伝達」がありますが、「案内」は相手に事情を知らせることで、「伝達」は連絡事項等を取り次いで次の人に知らせるような場合に使用されます。

これに対して「周知」は、法令で使用されることが多く、世間一般に知れ渡っていること、又は世間一般に知らせることで、会社の関係者全員がある事柄を知っている状態又は知る状態にある場合などに使われるようです。

法第20条の5には、周知義務について、次のように記載されています。

販売業者又は第20条の4第1号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であって経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

上記の規定は、災害の発生のおそれがあるとして、特に定められた高圧ガスを消費者に販売する販売業者等（第20条の4の届出を

した販売業者のほか、同条第1号により届出が不要の第一種製造者が含まれます）は、その消費者に対し、災害の発生の防止に必要な所定の事項を周知させなければならない旨の規定です。また、法第60条第1項の規定により、周知をしたときには帳簿に所定の事項を記載し、2年間保存することも義務づけられています。

3 周知が必要な高圧ガスと高圧ガスの用途

周知が必要な高圧ガスは、すべてではありません。一般高圧ガス保安規則と液化石油ガス保安規則で高圧ガスの名称とその用途が限定されています。

一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という）では、

- ①溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素
- ②在宅酸素療法用の液化酸素
- ③スクーバダイビング等呼吸用の空気
- ④スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上のもの（③に掲げるものを除く。）

です。

また、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という）では、

- ①溶接又は熱切断用の液化石油ガス
- ②燃料用の液化石油ガス（液石則第40条第3項で、自動車燃料用の液化石油ガスの消費者は周知の対象から除外されています）

です。

4 周知の時期と周知方法

周知は、販売契約を締結したとき及び周知をしてから1年以上経過して高圧ガス（液化石油ガス）を引き渡したときに行う必要があります。このため、販売業者等は、1年以上継続して販売している消費者に対しては、1年に1回、周知を行うのが一般的です。

また、周知方法は、一般則第38条及び液石則第39条で、以下5章で述べる周知すべき事項を記載した書面を消費者に配布し、周知させなければなりません。

なお、「周知させなければならない」とは、相手方に理解されることを求めていると考えられますが、1992年の「高圧ガス取締法政・省令解説」には次のように記載されています。

本条でいう周知とは、本条に掲げる6種の事項を記した書面を直接消費者に手交することである。消費者が個人ではなく組織体である場合には、実際に販売したガスを使用する者に対して手交することが望ましいが、その組織体の購入担当の者に対してであってもよいものとする。なお、手交した場合は、帳簿にその旨の記録をすることとする。なお、消費者の受領印は必要としない。

一般的に周知に使用する書面は、高圧ガス関係団体等が作成したリーフレットが活用されていますが、関係団体が開催する消費者保安講習を受講していただく等、あらゆる機会を捉えて消費者に事故防止のための教育をすることも必要と考えます。

5 周知すべき事項

販売業者等が消費者に周知しなければなら

ない事項は、一般則及び液石則に定められていますが、

- ①使用する消費設備のその販売する高圧ガス（液石則は「液化石油ガス」。以下同じ）に対する適応性に関する基本的な事項
- ②消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- ③消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- ④消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- ⑤ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項です。

以上、販売業者等の周知について説明しましたが、1992年に周知の義務が法令で規定された以降も消費先の事故は増加しています。周知のやり方に問題があるのかも知れません。

最近では流通の合理化等で販売業者と消費者が直接対話する機会が少なくなったようですが、周知の機会を捉えて別のガスや器具をPRすることができ、販路拡大にもつながる可能性があると考えます。販売業者等の皆さんは、「高圧ガスも売るが安全も売る」という信念を持って消費先事故の防止に取り組んでいただきたいと思います。

鈴木則夫（すずき のりお）